

参考資料 2

函 館 市 国 民 健 康 保 険
個 別 保 健 事 業

[令和 2 年度（2020 年度）]

評 価 シ ー ト

令 和 3 年 3 月
函 館 市

目 次

項 目	ページ
特定健康診査未受診者対策事業	1
健診要医療判定者受診勧奨事業	2
要医療判定者重症化予防事業	3
糖尿病性腎症重症化予防事業	4
ジェネリック医薬品普及促進事業	5

令和2年度(2020年度) 特定健康診査未受診者対策事業 評価シート

目的	被保険者の生活習慣病の予防等に関する健康意識の向上に努めるとともに、特定健康診査未受診者に対する効果的な受診勧奨を実施することにより、被保険者の健康保持と特定健康診査の受診率向上を図る。		
事業内容	① 未受診者全員に対する受診勧奨はがきの送付 ② 電話による個別の受診勧奨 ③ 広報、チラシでの啓発や健康教室の実施など		
事業実施量 (アウトプット)	目 標	実 施・評 値	達成度
			A:達成した B:達成したが改善余地あり C:未達成
事業実施量 (アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> ・未受診者に対するハガキ送付 年2回 ・電話：約3,000人 ・健診受診者に対しインセンティブの景品を贈呈→毎月抽選30名 新規受診者に抽選で100名 ・市の広報誌に健診案内を掲載、市電、函バスの車体広告、函バス車内放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・はがき送付は、9月と2月の年2回実施 (1回目 約35,000件 2回目 約11,000件) ・電話勧奨は、オプション検査無料クーポン配付者や、過去に受診歴がある方を重点的に実施 (電話勧奨数 2,837人 2月末現在) ・受診者のうち毎月30名、新規受診者100名、早期受診者50名にクオカードプレゼント ・ホテル惠風日帰り温泉無料券を抽選でプレゼント ・市電、函バス車体広告 ・函バス車内アナウンス実施（7路線 590回） 	A
成 果 (アウトカム)	40歳代50歳代の健診受診率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・40・50歳代受診率：0.5%ずつ引き上げ ・健診受診者のうち40歳代のリピーター率の向上：目標60% 	令和元年度受診率（法定報告） 29.6% <ul style="list-style-type: none"> ・40歳代受診率 12.1%（2月末現在） ・50歳代受診率 14.6%（2月末現在） ・40歳代のリピーター率 46.2%（2月末現在） <p>※令和3年11月の法定報告時に最終結果が判明する。</p>	(一)
実施体制 ・過程 (ストラクチャー・プロセス)	<ul style="list-style-type: none"> ・電話勧奨のための職員の雇用 ・未受診者に対する受診勧奨ハガキの作成、送付 ・個別電話勧奨方法の検討 ・受診勧奨に係る広報手段の検討 ・インセンティブ実施に向けた検討、準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話勧奨のための臨時職員を1年間雇用し、対象者を絞り込み、恒常的に電話勧奨を実施した。 ・勧奨はがき1回目送付後に電話勧奨を集中的に実施するため、課内の応援体制を整えながら、日中の勧奨に加え、不在者には夜間の電話勧奨を実施し、架電率を高めた。 ・勧奨はがきの内容について、課内で検討し、健診の意義や健診に関心を高めるメッセージを送付した。 ・新型コロナウイルスの影響により、受診勧奨ハガキの発送時期を変更した。 ・電話勧奨対象者については、過去の受診勧奨の効果が高かった「過去に健診受診歴があった方」や「オプション検査無料クーポン対象者」などのグループを中心に勧奨を実施した。 ・健診受診のインセンティブとして、クオカードプレゼントを実施してきたほか、温泉施設に協力を依頼し、健診受診率向上に向けた取り組みの趣旨説明を行い、協賛品として無料入浴券の提供を受けた。また、新型コロナウイルス感染症の冬期拡大を懸念し、早期に受診を促すキャンペーンを夏頃から検討し、11月までの受診者に対し実施した。 	B
内部評価	評価基準	評価	理由等
	A:効果的・効率的に事業を実施しており、十分な成果が出ている。 B:成果は見られるが、部分的改善・見直しの余地がある。 C:成果が十分でなく、全体的な改善・見直しが必要である。 D:事業の廃止を含めた今後のあり方について検討が必要である。	(一)	

令和2年度(2020年度) 健診要医療判定者受診勧奨事業評価シート

目的	特定健康診査受診者のうち、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の重症化リスクが高く、かつ、薬物治療を受けていない者に対し、医療機関への受診行動を促進する保健指導実施することにより、死因および医療費の多くを占める脳卒中、虚血性心疾患、慢性腎臓病の発症の予防に寄与することを目的とする。		
事業内容	① 必要な精密検査の説明 ② 医療機関への受診勧奨 ③ 保健指導		
	目標	実 施・評 価	達成度
事業実施量 (アウトプット)	健診要医療判定者への受診勧奨： 該当者全員	特定健康診査受診結果通知表に、受診勧奨のコメントを記載し、電話による受診勧奨および生活習慣の改善の保健指導を実施。不在者にはリーフレットと文書による受診勧奨を行い、全ての対象者へのアプローチができた。	A
成 果 (アウトカム)	医療機関受診率 60%	令和2年度実績は令和3年12月頃判明予定 令和元年度の受診者の医療機関受診率は58.8%	(一)
実施体制 ・ 過 程 (ストラクチャー・プロセス)	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨には臨時保健師を雇用し実施 ・日中不在者への夜間電話勧奨の実施 ・受診の必要性がより理解しやすい、文書による受診勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時保健師を雇用し、電話および文書による医療機関受診勧奨を対象者全員に実施し、必要時保健指導を実施。 ・特定健診問診票に記載された連絡希望時間帯が夜間の場合、対象者の年齢や職業等に応じ、複数回連絡することで日中の時間に連絡をとることができた。 ・電話時に不在である等、電話で話すことの出来ない対象者へのアプローチとして必要であるため、放置することの危険性および受診の必要性の伝わる内容とし、見直しを行なながら継続していく。 ・電話による受診勧奨・保健指導ができなかった者に対し、再通知を実施し、文書とあわせてリスク別に受診勧奨・保健指導の内容を記載したリーフレットを同封している。 	B
内部評価	評価基準	評価	理由等
	A:効果的・効率的に事業を実施しており、十分な成果が出ている。 B:成果は見られるが、部分的改善・見直しの余地がある。 C:成果が十分でなく、全体的な改善・見直しが必要である。 D:事業の廃止を含めた今後のあり方について検討が必要である。	(一)	

令和2年度(2020年度)要医療判定者重症化予防事業 評価シート

目 的	特定健診受診者のうち、要医療判定となり医療機関を受診した方の事後のフォローアップを行うことにより、治療中断などによる生活習慣病の重症化を予防する。		
事業内容	特定健診で要医療判定となり医療機関を受診した方の、受診継続に係る事後のフォローアップを行う。		
	目 標	実 施・評 価	達成度
事 業 実施量 (アウトプット)	・H28,29年度の受診勧奨者のうち、治療中断者の分析結果をまとめる。	・H28,29年度の受診勧奨者のうち通院がみられなかつたH28年度57人、H29年度65人について確認した。	A
成 果 (アウトカム)	・対象者全員の検査項目ごとの治療中断者を把握し、支援対象者を決定する。	血圧・血糖に異常があった治療中断者では、次年度の健診でも異常を指摘されていたり、健診を受けていない者が多い。また腎機能においては中断者の割合が3割を超えていた。 生活習慣病のうち、総医療費1位、患者数2位であり、患者1人当たりの医療費1位の腎不全（人工透析）と関連が高い糖尿病の治療中断者に対し支援する。	A
実施体制 ・ 過 程 (ストラクチャー ・ プロセス)	(本事業については、計画前半で実態を把握分析し、その結果に基づき計画後半で事業を実施する) ・実施方法や支援体制を検討する。	・課内で対象者・実施方法について検討し、令和3年度から糖尿病治療中断者に治療継続の勧奨通知を行なうことなどを決定した。	A
内部評価	評価基準	評価	理由等
	A:効果的・効率的に事業を実施しており、十分な成果が出ている。 B:成果は見られるが、部分的改善・見直しの余地がある。 C:成果が十分でなく、全体的な改善・見直しが必要である。 D:事業の廃止を含めた今後のあり方について検討が必要である。	(一)	令和3年度から事業を実施予定のため、事業の評価は令和3年度末になる。

令和2年度(2020年度) 糖尿病性腎症重症化予防事業 評価シート

目 的	糖尿病や糖尿病性腎症で通院する患者を対象に保健指導等を行うことにより、人工透析への移行などの重症化を防ぎ、患者およびその家族の生活の質の向上とともに、医療費の伸びの抑制を図る。								
事業内容	保健師・看護師・管理栄養士による6か月間の保健指導								
	目 標	実 施・評 価	達成度						
事 業 実施量 (アウトプット)	<p>レセプトデータ、健診結果データにより対象者を抽出する。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>新規参加予定者</td><td>10人程度</td></tr> <tr><td>継続参加予定者</td><td>5人程度</td></tr> <tr><td>継続フォロー予定者</td><td>15人程度</td></tr> </table>	新規参加予定者	10人程度	継続参加予定者	5人程度	継続フォロー予定者	15人程度	<p>委託事業者からリストアップされた対象者の中から、8ヶ所の医療機関に参加者の選出を依頼し、参加者12名(新規12名・継続0名)、継続フォロー10名に対し、事業を実施した。参加者のうち1月で2名が保健指導を完了した。</p> <p>(上記のほか継続フォローとして後期移行者4名を支援)</p>	B
新規参加予定者	10人程度								
継続参加予定者	5人程度								
継続フォロー予定者	15人程度								
成 果 (アウトカム)	<p>人工透析導入前段階の者の腎機能低下を遅延させ、人工透析導入を予防する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血糖コントロールや腎機能の維持する者の割合が、70% ・生活習慣が改善する者の割合が、100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導終了後のヘモグロビンA1cやeGFR、BMIについての評価は保健指導終了後となる。 ・参加者は、生活習慣の改善に取り組んでいる。 	(一)						
実施体制 ・過 程 (ストラクチャー ・プロセス)	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関への説明と対象者の選定を依頼 ・レセプトデータ等から事業の対象者を抽出する ・対象者への案内や事業への参加募集方法の検討 ・保健指導の実施（6か月）※委託事業者 ・協力医療機関への指導内容の報告 ・フォローアップ講習会の実施 ・実施結果報告や事業の効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・9ヶ所の協力医療機関の医師に対し、事業の説明を行うとともに連携を図りながら事業を実施した。 ・参加者の選定においては、レセプトデータ等により抽出された対象者リストを基に、各医師に参加者の選出と案内を依頼するなど事業へ参加しやすい環境づくりに心掛けた。 ・参加者を増やすため、勧奨方法や協力医療機関の体制について医師会と協議し、新たに1件医療機関の協力が得られた。 ・保健指導については、保健師等の専門職により個々の状況に合わせて実施するとともに、継続フォローとして、電話による支援を期間内に実施し、協力医療機関への報告を随時行っている。 ・継続フォロー者を対象とした、事業実施後のモチベーション維持のため、栄養士による食事に関する講習会を開催した。 ・事業修了後の効果検証は、令和3年6月頃行う予定である。 	(一)						
内部評価	評価基準 A:効果的・効率的に事業を実施しており、十分な成果が出ている。 B:成果は見られるが、部分的改善・見直しの余地がある。 C:成果が十分でなく、全体的な改善・見直しが必要である。 D:事業の廃止を含めた今後のあり方について検討が必要である。	評価 (-)	理由等						

令和2年度(2020年度) ジェネリック医薬品普及促進事業 評価シート

目 的	被保険者の医療費や国民健康保険制度に対する認識を深めるとともに、ジェネリック医薬品の使用割合を向上させることにより、医療の質を落とさず医療費の適正化を図る。																							
事業内容	① ジェネリック医薬品に替えた場合の差額の通知 ② ジェネリック医薬品希望シールの配布 ③ ジェネリック医薬品普及促進のための啓発																							
	目 標	実 施・評 価	達成度																					
事 業 実施量 (アウトプット)	レセプトデータを活用し、連続した4か月の差額通知を実施 年間 約6,000通	レセプトデータを活用し、連続した4か月の診療月から対象者を抽出し、差額通知を送付したほか、ジェネリック医薬品に替えていない初回通知対象者に対し、再度差額通知を送付した。 <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発送月</th> <th>抽出月</th> <th>通知件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月</td> <td>5月</td> <td>2,312 通</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>6月</td> <td>1,987 通</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>7月</td> <td>806 通</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>8月</td> <td>740 通</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>10月</td> <td>479 通</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">計</td><td>6,324 通</td> </tr> </tbody> </table>	発送月	抽出月	通知件数	9月	5月	2,312 通	10月	6月	1,987 通	11月	7月	806 通	12月	8月	740 通	2月	10月	479 通	計		6,324 通	A
発送月	抽出月	通知件数																						
9月	5月	2,312 通																						
10月	6月	1,987 通																						
11月	7月	806 通																						
12月	8月	740 通																						
2月	10月	479 通																						
計		6,324 通																						
成 果 (アウトカム)	差額通知後の使用割合※ (数量シェア) 8.2% [女性の使用割合 8.0%] [男性の使用割合 8.4%]	差額通知後の使用割合 (数量シェア) 令和3年6月頃判明予定 [女性の使用割合] [男性の使用割合]	(-)																					
実施体制 ・ 過 程 (ストラクチャー ・ プロセス)	・関係団体への協力要請 ・効果的な差額通知対象者抽出の検討 ・被保険者にジェネリック医薬品の安全性を理解していただくために周知方法に関連性を持たせる等、啓発についての検討	・差額通知実施にあたり、函館市医師会、函館歯科医師会、函館薬剤師会に協力を要請した。 ・生活習慣病に罹患しやすい35歳以上の被保険者のうち、男性に比べて使用割合の低い女性をより多く抽出し、女性の使用割合の上昇に努めた。 ・連続した4か月の診療月から対象者を抽出することから、毎月受診している被保険者の重複を考慮して、前半に多く対象者を抽出した。 ・ジェネリック医薬品に替えていない初回通知対象者に対し、再度通知書を送付した。 ・被保険者にジェネリック医薬品の安全性等を理解していただくために、差額通知書に厚生労働省図案のリーフレットを同封し、ジェネリック医薬品への不安感を払拭するとともに、被保険者証台紙にお薬手帳用も含めた希望シールを添付し、被保険者証更新時に全被保険者に配布する等ジェネリック医薬品の啓発に努めた。	A																					
内部評価	評価基準	評価	理由等																					
	A:効果的・効率的に事業を実施しており、十分な成果が出ている。 B:成果は見られるが、部分的改善・見直しの余地がある。 C:成果が十分でなく、全体的な改善・見直しが必要である。 D:事業の廃止を含めた今後のあり方について検討が必要である。	(-)																						

※ [使用割合 (数量シェア)] (後発医薬品数量) ÷ (後発医薬品の代替不可先発品を除く調剤数量)